	②　指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ③　市町村障害福祉計画を基礎として、地域生活支援拠点等の整備及び機能強化の方策について、圏域及び都道府県全域で定めること。 ④　別表第四の三の項に掲げる式により算定した、令和十一年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。
五　圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策	(一)　各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 ①　市町村障害児福祉計画を基礎として、令和十一年度までの各年度における指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。 ②　指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ①　障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。 ②　障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点及び障害児支援の提供体制が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。 ③　①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援の種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービス及び障害児通所支援を実施する事業所数を見込むとともに、年度ごとの事業所の整備計画を作成すること。
六　各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	令和十一年度までの各年度における指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数を定めること。
七　都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	都道府県が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ①　実施する事業の内容 ②　各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③　各事業の見込量の確保のための方策 ④　その他実施に必要な事項
八　指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置	指定障害福祉サービス等支援に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。
九　関係機関との連携に関する事項	(一)　区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二)　区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項
十　都道府県障害福祉計画等の期間	都道府県障害福祉計画等の期間を定めること。
十一　都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	都道府県障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第四

項	式
一	$\Sigma(A_1) \times (1-X_1) + \Sigma(A_2) \times (1-X_2)$
二	$\Sigma(B_1) \times (1-X_1) + \Sigma(B_2) \times (1-X_2)$
三	（C）－（（一の項に掲げる式により算定した患者数）＋（二の項に掲げる式により算定した患者数））

備考

この表における式において、A_1、A_2、B_1、B_2、C、X_1、X_2は、それぞれ次の値を表すものとする。

A_1　精神病床における入院期間が１年以上である65歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和11年における年齢階級別の推計患者数

A_2　精神病床における入院期間が１年以上である65歳以上の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和11年における年齢階級別の推計患者数

B_1　精神病床における入院期間が１年以上である65歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者を除く。）の令和11年における年齢階級別の推計患者数

B_2　精神病床における入院期間が１年以上である65歳未満の入院患者のうち、当該都道府県の区域に住所を有する者（認知症である者に限る。）の令和11年における年齢階級別の推計患者数

C　令和５年における精神病床における入院期間が１年以上である入院患者数

X_1　精神病床における入院期間が１年以上である入院患者（認知症である者を除く。）について、各都道府県の令和11年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者を除く。以下「a」という。）と、令和５年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者を除く。）が少ない県の水準（以下「b」という。）を比較し、aがbを下回っている場合は０、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和11年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の２割未満の場合は、差分の半分、差が２割以上の場合は0.1をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において０を下回らない範囲で標準より0.02より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値

X_2　精神病床における入院期間が１年以上である入院患者（認知症である者に限る。）について、各都道府県の令和11年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数（認知症である者に限る。以下「c」という。）と、令和５年時点で人口当たりの慢性期の入院患者数（認知症である者に限る。）が少ない県の水準（以下「d」という。）を比較し、cがdを下回っている場合は０、上回っている場合はその差分を計算の上、差分が各都道府県の令和11年の人口当たりの慢性期の推定入院患者数の２割未満の場合は、差分の半分、差が２割以上の場合は0.1をそれぞれ標準とし、さらに各都道府県において０を下回らない範囲で標準より0.02より小さい値を加えた又は減じた都道府県知事が定める値